

○都市計画税の用途

都市計画税は、都市計画事業（都市計画道路の整備、下水道整備、公園整備など）及び土地区画整理事業等の経費に充てるために課税される目的税です。

刈谷市の決算における、都市計画税及び都市計画事業費への充当状況については、下記のとおりです。

【年 度】

令和2年度 決算

【歳 入】

都市計画税 2,926,444 千円

【歳 出】

都市計画事業に要する経費 4,509,838 千円

(単位：千円)

区 分	全体事業費	都市計画税 充当額
街 路	1,839,859	386,393
公 園	413,104	287,276
下 水 道	1,001,607	1,001,607
そ の 他	1,193,404	1,189,304
市街地開発事業	0	0
都市計画事業 計	4,447,974	2,864,580
土地区画整理事業	0	0
地方債償還額	61,864	61,864
合 計	4,509,838	2,926,444